

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
(「指定管理者制度導入の適否」に係る審査)

- 1 開催日時 令和4年5月19日(木) 13:00~13:45
- 2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室
- 3 対象施設 青森市文化会館、青森市文化会館地下駐車場、青森市民美術展示館、  
青森市合浦亭、青森市民ホール、青森市民ホール駐車場
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員  
委員長 館山 公(企画部次長)  
副委員長 工藤 拓実(総務部次長)  
委員 松本 大吾(青森大学准教授)  
委員 西村 晴夫(東北税理士会青森支部税理士)  
委員 木村 久美子(市民部次長)  
委員 加福 拓志(福祉部次長)  
委員 小笠原 聡(浪岡振興部次長)
  - (2) 施設所管課(文化学習活動推進課) 課長 杉山 潔  
主幹 櫻庭 雄介  
主査 山内 一潤
  - (3) 制度所管課(財政課) 副参事 阿部 有一郎  
主幹 宮崎 恭次  
主査 盛 将秀
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
  - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
  - (2) 指定期間：5年(青森市民美術展示館は令和5年度のみ1年)
  - (3) 利用料金制：一部利用料金制
  - (4) 募集形態：公募
  - (5) グルーピングの適否：適(6施設一括管理)

## 7 主な質疑応答

委員：今回の募集に係る大きな変更点としては、一部利用料金制導入の点と、青森市民美術展示館の移設に伴い、現施設での管理を1年とする点の2点となるか。

施設所管課：そのとおりである。

委員：合浦亭の利用がある際はどのように対応しているのか。随時人が来ているのか。

施設所管課：通常は無人施設であるため、利用する際は文化会館から職員が来て、利用終了まで控えている。

委員：無人施設なのであれば管理は合浦公園の管理者でもできるのではないか、施設の設定目的が違うのはわかるが、単純な施設管理ならまとめてできるのではないか。

施設所管課：文化施設のグルーピングとして管理が適切かどうかの観点で見えており、施設単体でどうかという点では検討していない。

委員：ネーミングライツのPRはどのように施設で行っているのか。施設の指定管理期間とネーミングライツ契約期間は一致しているのか。

施設所管課：指定管理者が催事を周知する際は愛称で行わせている。ネーミングライツ期間は施設によって異なり、指定管理期間と一致していない。

委員：市民美術展示館のネーミングライツ契約は移転後の施設でも継続するのか。

施設所管課：JRが建設中のビルであり、入居予定の区画でネーミングライツを設定することができるのかどうか協議中である。

委員：合浦亭について、津波等があった際の避難誘導のあり方などはどのように整理しているのか。利用者の誘導などを考えれば、合浦公園を普段管理している指定管理者に任せた方がよいのではないか。

施設所管課：合浦公園内には野球場など、他課で管理する施設も入っており、管理の在り方については関係課を交えて行うものではないかと考える。

委員：施設の目標設定について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮せず、令和元年度の数値としているが、実際に今年度の4月利用者数はどうなっているのか。

施設所管課：文化会館の実績で平成30年度が約17,000人、令和元年度が約15,000人であったのに対し、令和4年度は9,500人程度である。なお、令和3年度は6,000人程度であるので、回復傾向にある。

委員：回復傾向であれば、そのことを考慮して目標設定しないのか。

施設所管課：昨年度までは催事で人数制限をしていたこともあり利用者が伸び悩んだが、最近は緩和して行っており、施設でのコンサート等催事 CM も多く流れているとおり、施設の利用予約も好調であることから、従来水準までの回復を見込んだものである。

委員：駐車場について、令和元年度実績は施設の稼働率にするとどのくらいか。

施設所管課：令和元年度の実績値は30%近くとなっており、それ以前も同程度で推移していたものであるが、コロナ禍では20%前後の水準となっている。